

労働基準法違反の疑いで書類送検

～労働条件の一部を書面の交付等により明示しなかった疑い～

津島労働基準監督署（署長 久野俊介）は、令和8年9月24日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで津島区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社寺島塗装店ほか1名

（所在地：愛知県津島市宇治町 事業内容：建築塗装業）

2. 被疑条文

労働基準法第15条第1項（労働条件の明示）

労働基準法施行規則第5条（労働条件）

労働基準法第120条第1号（罰則）

労働基準法第121条第1項（両罰規定）

3. 被疑内容

労働基準法では、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の法令で定める労働条件を書面の交付等により明示しなければならないと規定されているが、被疑者は、令和6年3月に労働者1名と労働契約を締結した際に当該労働者に対して法令で定める労働条件の一部（所定労働時間を超える労働の有無、賃金の計算方法、賃金の支払方法、退職の手続き及び解雇の事由に関する事項）を書面の交付等により明示しなかった疑いがあるもの。

4. 関係法条文

○労働基準法第15条第1項（労働条件の明示）

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

○労働基準法施行規則第5条（労働条件）

第1項 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第1号の2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間

の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第4号の2から第11号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

第1号 労働契約の期間に関する事項

第1号の2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

第1号の3 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

第2号 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

第3号 賃金（退職手当及び第5号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

第4号 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

第4号の2 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

第5号 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与及び第8条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

第6号 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

第7号 安全及び衛生に関する事項

第8号 職業訓練に関する事項

第9号 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

第10号 表彰及び制裁に関する事項

第11号 休職に関する事項

第2項 使用者は、法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはない。

第3項 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める事項は、第1項第1号から第4号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）とする。

第4項 法第15条第1項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

第1号 ファクシミリを利用してする送信の方法

第2号 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力すること

により書面を作成することができるものに限る。)
(以下、略)

○労働基準法第 120 条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 1 号 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、第 23 条から第 27 条まで、第 32 条の 2 第 2 項(第 32 条の 3 第 4 項、第 32 条の 4 第 4 項及び第 32 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)、第 32 条の 5 第 2 項、第 33 条第 1 項ただし書、第 38 条の 2 第 3 項(第 38 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 39 条第 7 項、第 57 条から第 59 条まで、第 64 条、第 68 条、第 89 条、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 95 条第 1 項若しくは第 2 項、第 96 条の 2 第 1 項、第 105 条(第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 106 条から第 109 条までの規定に違反した者

(以下、略)

○労働基準法第 121 条第 1 項 (両罰規定)

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。